

令和 6 年度 第 2 回
寝屋川市都市計画審議会
議事録

日時 令和 6 年 11 月 7 日 (木)
午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 5 階 第二委員会室

○出席者

- ①都市計画審議会委員 15名中 14名出席
- ②理事者 田中副市長、竹本2軸化事業本部長代理
- ③事務局 2軸化事業本部 監物次長兼課長、松下次長兼課長、
安井係長、倉橋副係長、田中、伊藤
産業振興室（農政担当） 川原課長、津川係長
- ④傍聴者 1名

○議事内容

案件(1) 議案第165号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

案件(2) 議案第166号

特定生産緑地の指定

特定生産緑地の指定の解除（報告）

○報告案件

- ・寝屋川市立地適正化計画一部改定（素案）について

令和 6 年度 第 2 回 寝屋川市都市計画審議会 議事録

事務局

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、「令和 6 年度第 2 回寝屋川市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、当審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます 2 軸化事業本部の松下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

始めに、進行上でのお願いでございます。

携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をしていただきまして、審議の妨げにならないように御協力をお願ひいたします。

本日の出席状況でございますが、雁尾委員より、御欠席の御連絡をいただいております。委員 15 名のうち 14 名の御出席をいただいておりますので、寝屋川市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本会議は成立しておりますことを、御報告いたします。

当審議会は、公開となっております。傍聴が可能となっておりますので、御了承いただきますようお願ひいたします。

本日の会議でございますが、新たに委員として御就任いただいた方がおられますので皆様の御紹介をさせていただけたいと存じます。

最初に、1 号委員でございます。

当審議会会长、摂南大学准教授の榊愛様。

当審議会職務代理者、農業委員会会长の南昌男様。

北大阪商工会議所専務理事で事務局長の谷本雅洋様。

俵法律事務所弁護士の板谷直樹様。

摂南大学教授の加嶋章博様。

続きまして、2 号委員でございます。

市議会議員の瀬戸健太様。

市議会議員の辻谷恵一様。

市議会議員の北川千尋様。

市議会議員の西尾勝成様。

市議会議員の西田昌美様。

続きまして、3号委員でございます。

大阪府寝屋川警察署長の雁尾仁志様。本日は御欠席でございますが、雁尾委員の代理として、寝屋川警察署交通課長の岡部恒司様に御出席をいただいております。

枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長の高橋利昌様。

続きまして、4号委員でございます。

引き続き一般公募委員として御就任をいただきました、広田佳与子様。

新たに一般公募委員として御就任をいただきました、福島克章様。

市政協力委員自治推進協議会副会長の荻野茂基様。

以上でございます。

本日の会議におきましては、審議等をお願いする案件が2件、また報告案件が1件ございます。

それでは、開会に当たりまして田中副市長より御挨拶申し上げます。

副市長

委員の皆様、こんにちは。副市長の田中でございます。都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私何かと御多用の中、令和6年度第2回寝屋川市都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素より本市市政の推進に格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

また、新たに御就任いただいた委員に、重ねて御礼を申し上げます。

近年、気候変動等による想定外の災害が発生しており、自助・共助・公助のより一層の意識醸成と取組強化が求められているところでございます。

そのような中、市といたしましても、大災害に備え、11月10日に実施を予定しております市全域での「市民大訓練」など、災害に強いまちづくりに、より一層スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日、お諮りさせていただきます案件は、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」及び「特定生産緑地の指定」並びに、報告案件としての「立地適正化計画 一部改定（素案）」の3件でございます。

内容につきましては、後ほど担当から説明させていただきますので、寝屋川市が安全・安心で魅力ある都市として発展し続けるため、委員の皆様におかれましては、幅広い見地から御意見をいただきますようお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。恐れ入りますが、ここで副市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただいております資料でございます。

次第、名簿、寝屋川市都市計画審議会条例、議案書、資料、寝屋川市立地適正化計画の一部改定(素案)、同じく一部改定(素案)の意見に対する考え方①(御意見)、同じく一部改訂(素案)の意見に対する考え方②(事務局修正)。

以上でございます。配布資料をお持ちでない方、不足のあ

る方はお申し出いただきますようお願ひいたします。よろしいでしようか。

本日の会議録については、後日、市のホームページ及び市役所情報コーナーで公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより本日の案件に入らせていただきます。

榎会長、進行の方、よろしくお願ひいたします。

会長

皆様、こんにちは。案件に入らせていただきます。

それでは、案件(1)、議案第 165 号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

案件(1)、議案第 165 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」について御説明いたします。

2 軸化事業本部の田中です。よろしくお願ひいたします。

説明は、前方のスライドに沿って行いますが、議案書の 1 ページから 3 ページ、資料の 1 ページから 10 ページが本案件に関するページとなります。

まず、変更の理由です。議案書の 2 ページを御覧ください。

生産緑地地区は、寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としているものです。今回、この生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区の指定、同法第 10 条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴い、本案のとおり生産緑地地区を追加、区域変更及び廃止しようとするものです。

次に、今回の生産緑地地区の変更に係る計画書です。議案書の 3 ページを御覧ください。

表のとおり寿町2他13地区を変更するものであり、変更がない池田一丁目2他254地区、約48.35ヘクタールと合計して262地区、約49.96ヘクタールに変更するものです。

次に、変更を予定している生産緑地地区の位置図です。資料の2ページを御覧ください。

変更を予定している生産緑地地区の位置をお示ししております。

次に、今回の生産緑地地区の変更に係る新旧対照表です。資料の3ページを御覧ください。

変更を予定している14地区につきまして、変更前後の面積や変更理由等を記載したものです。変更後の生産緑地地区の合計につきましては、資料の3ページ一番下の欄に記載しております。昨年と比較して6地区減少し、262地区となり、面積は約1.42ヘクタール減少し、約49.96ヘクタールとなるものです。

今回の生産緑地地区の変更につきまして、地区別に御説明いたします。資料の4ページから9ページまでが変更箇所図となっています。

前方のスライド「変更箇所図」に基づき御説明いたします。各地区の全体の位置は、資料の2ページの位置図を御参照ください。

まず、「寿町2」です。

主たる従事者の死亡による買取申出後の行為制限解除により、地区を廃止するものです。なお、以後、同様の変更理由は、「主たる従事者の死亡により」と略して説明いたしますので、御了承ください。

次に、「田井西町1」です。

主たる従事者の死亡により、地区を廃止するものです。

次に、「池田一丁目1」です。

主たる従事者の故障による買取申出後の行為制限解除によ

り、縦線の区域を廃止するものです。なお、以後、同様の変更理由は、「主たる従事者の故障により」と略して説明いたしますので、御了承ください。

次に、「池田本町 1」です。

所有者の申出により、点の区域を追加するものです。右の写真は、追加する区域の現況です。

次に、「仁和寺本町二丁目 3 及び仁和寺本町二丁目 6」です。

まず、「仁和寺本町二丁目 3」です。主たる従事者の故障により、縦線の区域を廃止するものであり、地区の一部廃止により、元の地区を複数に分割するものです。次に、「仁和寺本町二丁目 6」です。「仁和寺本町二丁目 3」地区の一部廃止により、分断された地区の名称を追加するものです。

次に、「秦町 1」です。

指定から 30 年経過による買取申出後の行為制限解除により、地区を廃止するものです。なお、以後、同様の変更理由は、「指定から 30 年経過により」と略して説明いたしますので、御了承ください。

次に、「本町 1」です。

指定から 30 年経過により、地区を廃止するものです。

次に、「高宮新町 2」です。

主たる従事者の故障により、縦線の区域を廃止するものです。

次に、「高柳二丁目 3」です。

主たる従事者の死亡により、地区を廃止するものです。

次に、「打上新町 1」です。

指定から 30 年経過により、地区を廃止するものです。

次に、「高宮二丁目 10」です。

主たる従事者の故障により、縦線の区域を廃止するものです。

次に、「下木田町 2 及び下木田町 8」です。

まず、「下木田町2」です。指定から30年経過により、縦線の区域を廃止するものです。次に、「下木田町8」です。指定から30年経過により、地区を廃止するものです。

以上で地区別の説明を終わらせていただきます。

次に、「都市計画法第17条に基づく案の縦覧」につきまして、御報告いたします。資料の10ページを御覧ください。

令和6年10月15日から10月29日までの2週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で、案件(1)、議案第165号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」の説明を終わらせていただきます。

会長 ただいま、議案第165号の説明が終わりました。これから、内容について御質問をお受けしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に無いようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

議案第165号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、原案に御異議ございませんか。

委員 異議なし

会長 異議がないようですので、議案第165号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、原案どおりとさせていただきます。

それでは、続きまして、案件(2)、議案第166号、特定生産緑地の指定と、特定生産緑地の指定の解除の報告を、併せて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 案件(2)、議案第166号「特定生産緑地の指定」及び「特定

「生産緑地の指定の解除」について御説明いたします。

説明は、前方のスライドに沿って行いますが、議案書の4ページから5ページ、資料の11ページから24ページが本案件に関するページとなります。

資料の12ページを御覧ください。「特定生産緑地制度」についてです。

制度の背景としましては、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となり、現在適用されている税制措置が適用されなくなることから、都市農地の大幅な減少が危惧され、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、所有者の意向に基づき、特定生産緑地に指定できることになりました。

例として、本市では当初決定であり、本市の生産緑地の殆どを占める「平成4年に決定された生産緑地」について、御説明いたします。平成4年（1992年）に都市計画決定された生産緑地は、令和4年（2022年）に30年を経過することになります。特定生産緑地は、都市計画決定後30年を経過するまでに、所有者の意向に基づき指定します。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年延長され、固定資産税等が農地課税される等の税制優遇を継続して受けることができます。また、指定後繰り返し10年延長することができます。なお、都市計画決定から30年経過後は、特定生産緑地の指定を受けることができません。

資料の13ページを御覧ください。「生産緑地地区の都市計画決定日と特定生産緑地の指定期限・受付期間」です。

生産緑地地区の都市計画決定日ごとに、指定の期限、指定の受付期間を定めています。平成4年11月30日及び平成5年12月6日に決定された生産緑地については、指定作業を終了しました。平成6年12月9日に決定された生産緑地については、本年7月に受付を締め切り、指定期限である本年

12月9日までに指定します。平成7年以降に都市計画決定された生産緑地についても、同様に受付を行い、指定期限までに指定します。

「特定生産緑地の指定スケジュール」です。

まず、指定手続きの流れについては、農地等利害関係人からの申出に基づき、特定生産緑地の指定の案を作成し、本審議会で御意見をお聴きした上で、特定生産緑地に指定する旨を公示し、農地等利害関係人へ通知いたします。次に、指定スケジュールについては、特定生産緑地の指定に関する相談・申出の受付は、1年を通して行っていますが、指定は年に1回行っており、7月までに受け付けたものを、当該年の11月頃に指定し、8月以降に受け付けたものは、翌年に指定しています。

議案書の5ページを御覧ください。「特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧」です。

今年度、新たに特定生産緑地に指定するものを一覧表にまとめたものです。新たに指定する区域の面積、申出基準日等を示しています。

次に、「特定生産緑地指定図」です。資料の15ページから17ページを御覧ください。

凡例のとおり、特定生産緑地に新たに指定する区域を青色の小さい網掛けで示しています。

それでは、地区毎に説明をいたします。「特定生産緑地に指定する生産緑地の一覧」は前方のスライド又は議案書の5ページを御覧ください。

まず、「池田北町1」です。指定図は、資料の15ページを御覧ください。

生産緑地地区面積0.08ヘクタールに対して、地区の全て、青色の小さな網掛けの区域を新たに特定生産緑地に指定するものです。

次に、「宝町2」です。指定図は、資料の16ページを御覧ください。

生産緑地地区面積0.09ヘクタールに対して、地区の全て、青色の小さな網掛けの区域を新たに特定生産緑地に指定するものです。

次に、「打上元町7」です。指定図は、資料の17ページを御覧ください。

生産緑地地区面積0.22ヘクタールに対して、青色の小さい網掛けの区域、0.17ヘクタールを新たに指定するものです。

以上で、案件(2)、議案第166号「特定生産緑地の指定」の説明を終わらせていただきます。

資料の18ページを御覧ください。続きまして、「特定生産緑地の指定の解除」について御説明いたします。

まず、「1. 指定の解除の手続き、スケジュール」です。

特定生産緑地の指定の解除については、①生産緑地地区に関する都市計画が廃止又は変更された場合、②当該生産緑地の申出基準日までに所有者等から指定の解除の申出があった場合に行い、生産緑地地区の変更・廃止に合わせて原則として年1回行うものとしています。

「2. 特定生産緑地の指定を解除する生産緑地の一覧」です。今年度、特定生産緑地の指定を解除するものを、一覧表にまとめたものです。指定を解除する特定生産緑地の面積等を示しています。

次に、「特定生産緑地解除図」です。資料の19ページから23ページを御覧ください。

凡例のとおり、特定生産緑地を解除する区域を青色の塗りつぶしで示しています。

それでは、地区毎に説明をいたします。「特定生産緑地の指定を解除する生産緑地の一覧」は前方のスライド又は資料の

18 ページを御覧ください。

まず、「寿町 2」です。解除図は、資料の 19 ページを御覧ください。

生産緑地地区の廃止に伴い、青色の塗りつぶしの区域、0.17 ヘクタールについて、特定生産緑地の指定を解除するものです。

次に、「田井西町 1」です。解除図は、資料の 20 ページを御覧ください。

生産緑地地区の廃止に伴い、青色の塗りつぶしの区域、0.1 ヘクタールについて、特定生産緑地の指定を解除するものです。

次に、「仁和寺本町二丁目 3」です。解除図は、資料の 21 ページを御覧ください。

生産緑地地区の区域変更に伴い、青色の塗りつぶしの区域、0.14 ヘクタールについて、特定生産緑地の指定を解除するものです。

次に、「高宮新町 2」です。解除図は、資料の 22 ページを御覧ください。

生産緑地地区の区域変更に伴い、青色の塗りつぶしの区域、0.09 ヘクタールについて、特定生産緑地の指定を解除するものです。

次に、「高宮二丁目 10」です。解除図は、資料の 23 ページを御覧ください。

生産緑地地区の区域変更に伴い、青色の塗りつぶしの区域、0.35 ヘクタールについて、特定生産緑地の指定を解除するものです。

以上で、「特定生産緑地の指定の解除」について説明を終わらせさせていただきます。

資料の 24 ページを御覧ください。次に「特定生産緑地の指定状況」について御説明いたします。

令和元年度から令和5年度までに指定したものが210地区、40.32ヘクタール、本年度指定するものが3地区、0.34ヘクタール、指定の解除をするものが5地区、0.85ヘクタール、合計212地区、39.81ヘクタールとなります。

最後に、本審議会終了後に農地等利害関係人から特定生産緑地の指定希望申出等の取下げがあった場合の扱いについて御説明いたします。

特定生産緑地の指定については、当該生産緑地の申出基準日までに行うことが必要となります。指定の日までに相続が発生したこと等の理由により、農地等利害関係人の意向が変化し、特定生産緑地の指定希望申出等の取下げがあった場合は、会長に御報告した上で、本日お示しいたしました特定生産緑地の指定の案から、当該取下げがあった区域を除外し、指定を行いますので、あらかじめ御承諾いただきますようお願いいたします。なお、既に指定している特定生産緑地の解除の申出があった場合についても同様に扱わせていただき、次回の審議会において御報告いたします。

以上で、「特定生産緑地の指定の解除」について、説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、議案第166号の説明が終わりました。これより、内容につきまして、御質問をお受けしたいと思いますが、何かござりますでしょうか。

委員

資料14ページの打上元町7の生産緑地地区の面積が0.22ヘクタール、新たに指定する区域は0.17ヘクタールとなっており、0.05ヘクタール足りないが、これは、指定の時期が異なるということか。

会長

事務局お願いします。

事務局	御指摘のとおり、区域内の指定時期が異なっているものでございます。
会長	<p>他にはいかがでしょうか。無いようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。</p> <p>議案第 166 号、特定生産緑地の指定につきまして、原案に御異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
会長	<p>御異議がないようですので、議案第 166 号、特定生産緑地の指定につきまして、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、先ほど事務局から説明がありましたが、指定の日までに特定生産緑地の指定希望申出の取下げなど、取扱いに変更があった場合は、本日示された特定生産緑地の指定の案から、当該取下げなどがあった区域を除外した上で、指定を行うこととして、その取扱い等につきましては、会長に御一任いただきたいと思いますが、こちらについても御異議ございませんでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	それでは、続きまして、報告案件に移らせていただきます。報告案件、寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、報告案件、寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案）について、御説明いたします。
	2 軸化事業本部の安井でございます。よろしくお願ひいた

します。

令和6年8月23日に開催した第1回都市計画審議会後、前回素案について、委員の皆様から御意見を賜り、その御意見に対する考え方の整理等を行い、今回、寝屋川市立地適正化計画一部改定(素案)として、取りまとめましたので、その内容について、御説明いたします。

資料の「別紙1、寝屋川市立地適正化計画一部改定(素案)の意見に対する考え方①(御意見)」につきましては、委員の皆様から賜りました御意見について、考え方を整理し、取りまとめております。また、「別紙2、寝屋川市立地適正化計画一部改定(素案)の意見に対する考え方②(事務局修正)」につきましては、御意見を賜りました文言等の修正や大阪府等との協議調整による修正について、事務局において表現も含め、整理させていただき、事務局修正として取りまとめております。資料、寝屋川市立地適正化計画一部改定(素案)では、修正等を行った箇所にグレーの網掛けを行っております。

それでは、別紙1、寝屋川市立地適正化計画一部改定(素案)の意見に対する考え方①(御意見)について、御説明いたします。

まず、表のまとめ方につきまして、左から順に、通し番号、前回素案のページ数、今回素案のページ数、該当する章、対象箇所については、今回素案の見出しを記載しております。次に、御意見等の内容、御意見に対する考え方を記載しております。

それでは、順に御説明いたします。

番号1、今回素案の44ページ、居住誘導区域の設定について、点線で囲っております注釈について、「3行目「ハザードエリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることから、これらのハザードエリアを全て居住誘導区域から除くこ

とは現実的には困難です」の記載について、現在の寝屋川市の状況から、現実的な判断としてよく理解できましたが、その分、減災のための丁寧な検討が必要だと思いました。」との御意見について、立地適正化計画においては、居住誘導区域内の安全性を高めるため、また、その他区域においても防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的として、今般、都市の防災に関する機能の確保に関する指針を「防災指針」として定めるものでございます。なお、防災や減災対策に向けた主な取組施策としては、85ページ、第5章防災指針の取組施策において、第六次総合計画の主な取組・リーディング事業を記載しております。

次に、番号2、今回素案の56ページ、3)都市機能誘導区域の新たな区域の追加に関する、「寝屋二丁目・寝屋川公園地区を都市機能誘導区域とすることについて寝屋二丁目・寝屋川公園地区では、土地区画事業に取り組む動きです。地権者の協議・合意の上で決められるのですが、数少ない市街化調整区域が削除され、市街化されることについては、寝屋川市全体のまちづくりのあり方からみて、慎重な判断が求められます。寝屋川市はかつて、市域の大半が農地でした。現在、農地は市域の数パーセントまでに減り、市街化調整区域も大幅に減りました。農業振興は喫緊の課題であり、緑と自然を守ることは、地球温暖化防止からも重要です。これらを踏まえ、寝屋二丁目・寝屋川公園地区の市街化区域の編入・都市機能誘導区域とすることには慎重に対処すべきです」との御意見について、寝屋二丁目・寝屋川公園地区につきましては、土地所有者の8割以上の合意形成が図られたことから、令和5年12月に土地区画整理準備組合が設立されております。今後、営農希望者の意向も踏まえ、農と調和を図ったまちづくりが進められるものと考えております。

次に、番号3、今回素案の55ページ、誘導施設に関する商

業施設について、「日用品や生鮮食料品を扱う小売店舗は、誘導する必要について疑問があり、寝屋川市は多数ある既存の店舗で充足されているものと考える。これ以上の誘致は既存の店舗の存続を脅かすのではないだろうか。既存の店舗の活用を再び見直すこと、高齢者でも簡単にスマホ操作できるアプリの活用、AI化、交通困難地域への乗合事業サービスの周知、既存の店舗が配送、宅配サービスの充実を図る、高齢者が高齢者を助ける有償ボランティアのシステム化等で対応できるのではないかと提案したい」との御意見について、商業施設を含めた誘導施設については、既存の誘導施設を維持していくことも踏まえ、都市機能誘導区域内に設定しております。

次に、番号4、今回素案の57ページ、誘導施策について、「子育て世代に関連する課が入る、(仮称)駅前庁舎の記載もあった方が良いのではないか」との御意見について、(仮称)駅前庁舎については、誘導施策の「施策5 将来を見据えた公共施設の集約複合化」の施策の展開「公共施設の最適配置の実現」の主な取組名・リーディング事業「ターミナル化の推進」に含まれております。なお、リーディング事業には、第六次総合計画のリーディング事業に位置付けられたものを記載しております。

次に、番号5、今回素案の57ページ、誘導施策について、「待機児童ZEROプランR6の推進が、来年度以降R6で良いのか。市立こども園の設立は取組で書かなくて良いのか」との御意見について、待機児童ZEROプランR6については、令和6年度から実施する取組となっており、単年度の事業ではございません。また、市立こども園の設立については、誘導施策の「施策1 安心して子どもを産み、育てる環境づくり」の施策の展開「ニーズに対応した教育保育サービスの提供」に含まれております。

次に、番号 6、今回素案の 58 ページ、誘導施策について、「国が進める地区防災計画の策定を記載した方が良いのではないか。」との御意見について、地区防災計画の策定については、今回素案の 85 ページ、防災指針の章における取組施策の「施策 7 災害から命を守るためにの対策」の施策の展開「地域防災力の強化」の主な取組名・リーディング事業の「自主防災組織の支援」に含まれております。なお、リーディング事業には、第六次総合計画のリーディング事業に位置付けられたものを記載しております。

次に、番号 7、今回素案の 58 ページ、誘導施策について、「誘導施策としては、寝屋川の歴史、地域文化資源に関する教育の機会は、寝屋川市のシビックプライドの醸成という観点から、特に子どもや若い世代に対して重要な施策であり、現状に不足している要素だと考えます。これに関する具体的な施策を明示し、市民と共有することが大切だと思います。施策 2 や 14、あるいは 15 に含み得る可能性もありますが、施策の展開例や主な取組名、リーディング事業からは関連性が読み取れません。独立した施策として設けても良いかもしれません。例えば、「寝屋川市の文化財教育」など」との御意見について、寝屋川市の歴史、地域文化資源に関する教育の機会の具体的な施策を全て包括することは困難ですが、誘導施策の「施策 14 学びによる市民文化の向上と発展」の施策の展開「生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応」に含まれております。

次に、番号 8、今回素案の 61 ページ、評価指標（目標値）の設定について、「「健康寿命の延伸」とありますが、健康寿命の定義及び算出方法が不明確です」との御意見について、健康寿命の定義・算定方法については、第二次寝屋川市健康増進計画における健康寿命としており、要介護 2 から要介護 5 までを不健康な状態とし、市町村で算出が可能な算出指標

「日常生活動作が自立している期間の平均」とされております。

次に、番号 9、今回素案の 66 から 76 ページ、洪水及び内水、浸水深・雨水出水と避難施設の分布について、「浸水深 3 メートルを目安として分析されていますが、現状の寝屋川市にとって適切な基準値かどうかが気になりました。木造住宅では、浸水深 3 メートルは全壊となる可能性が高いと考えられます。また、寝屋川市には 1 階建て住宅も見られ、住民の中には、2 階への避難が困難な方も一定おられるように思います。周辺自治体でも 3 メートルで設定されている自治体が多いようですが、人的リスクを評価するという観点では、浸水深 3 メートルを基準とする場合は現在のメッシュ単位分析に加えて被害が予想される建物もしくは人口の概数を把握する詳細な分析、もしくは、複数の浸水深による分析があると良いと思いました」との御意見について、防災指針の作成に当たっては、都市再生特別措置法の改正において改訂された国の手引きや他市の分析手法等を参考にして分析を行っております。個別の詳細な分析については、今後、各取組において検討してまいります。

次に、番号 10、今回素案の 72 ページ、73 ページ、洪水から浸水深・雨水出水と避難施設の分布について、「河岸浸食のエリアを確認すると、住宅が立地している場所も多いように見えました。居住誘導区域内の地域だと思いますので、もう少し細かく、拡大して、分析・評価・検討が必要なように思いました」との御意見について、防災指針の作成に当たっては、都市再生特別措置法の改正において改訂された国の手引きや他市の分析手法等を参考にして分析を行っております。個別の詳細な分析については、今後、各取組において検討してまいります。

次に、番号 11、今回素案の 80 ページ、地震について、「発

生確率が高い南海トラフを想定して分析されていますが、より大きな被害が想定される生駒断層帯地震でも分析しておくことは、想定外への対応・減災の観点からは重要だと思いました」との御意見について、寝屋川市立地適正化計画においては、計画の目標年度を令和 22 年度としており、その計画期間のうち発生確率の高い南海トラフ地震について、分析を行っております。生駒断層帯地震による被害想定については、今回素案の 35 ページの 4) 地震 (1) 震度の計測震度に全壊率の分布図を記載しております。

次に、番号 12、今回素案の 83 ページ、防災上の課題整理について、「44 ページに記載のとおりハザードエリアに市街地が形成されていること、居住誘導区域にハザードエリアが含まれていること、そして、上記のように自然災害が起こると被災地域が広域にわたることから、住民自身の事前対策・自助を促すよう、「ソフト対策」の内容をより具体的に示し、住民にとってもわかりやすい周知が必要だと思いました。今回の分析では、緊急交通路の情報が見当たりませんでしたが、発災時・発災後の状況を考えると緊急交通路の情報を考慮した分析があると、より具体的なリスクが検討できるように思いました」との御意見について、今回素案 85 ページの取組施策については、取組方針を踏まえ、ハード施策、ソフト施策として、防災、安全の確保、防災に資するまちづくりに関連する第六次寝屋川市総合計画の施策のうち、施策の展開を設定し、施策の展開を推進する令和 6 年度時点のリーディング事業・主な取組名を「例示的」に記載しております。それらのリーディング事業や取組について、本計画の公表の際に主要事業概要及びホームページにリンクを貼るなど、周知方法を工夫いたします。また、緊急交通路については、寝屋川市地域防災計画において、災害時の救助、救急等並びに緊急物資の供給を目的としたものであり、防災指針の作成において

は、避難の安全性及び防災・減災の観点から、市民等の避難時の安全確保が図られることを目的とした、避難場所に通じる避難路を今回素案 82 ページに記載しております。

次に、番号 13、今回素案の 85 ページ、具体的な取組について、「避難行動に対する支援体制の充実について、高齢化が進む中、身体の不自由な方への支援、福祉の防災などの取組も記載すべきではないか」との御意見について、避難行動に対する支援体制の充実については、取組施策の「施策 7 災害から命を守るためにの対策」の施策の展開「危機管理体制の充実」に含まれております。

別紙 1、御意見に対する考え方①（御意見）についての説明は以上でございます。

続きまして、別紙 2、寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案）の意見に対する考え方②（事務局修正）について、順に、説明いたします。

番号 1、今回素案の 5 ページ、6 ページ、46 ページ、第六次寝屋川市総合計画に関する全体像及び計画の体系、寝屋川市都市計画マスタープランに関する構造図について、対象箇所の図の拡大や鮮明になるよう修正しております。

番号 2、今回素案の 6 ページ、寝屋川市国土強靭化地域計画について、国土強靭化基本法の趣旨を踏まえ、説明文を修正内容のとおり、修正しております。

番号 3、今回素案の 11 ページ、都市計画道路の整備状況について、修正内容については、前方のスライドを御参照ください。寿町から緑町の間の京阪本線連続立体交差事業に関連する側道の都市計画道路の未整備を事業中に修正し、田井町から香里南之町の間の国道 170 号の事業中を未整備に修正しております。

番号 4、今回素案の 14 ページ、5 歳階級別人口の推移について、年齢の記載をグラフの記載と揃え、説明文を修正して

おります。

番号 5、今回素案の 15 ページから 17 ページ、人口推移について、人口推移の時点修正において、人口移動の状況や社会増減の説明文に重複する表現等が見られたため、項目の順序及び内容等を精査し、実態状況に見立てを整理した上で、見出し及び説明文を修正しております。

番号 6、今回素案の 29 ページ、浸水深 想定最大規模の説明文について、防災指針の作成に当たって追記した、説明文の表現を精査し、修正内容のとおり修正しております。

番号 7、今回素案の 30 ページ、浸水深 計画規模の説明文について、説明文の表現を精査し、第 1 章の 6 災害リスクの状況では、「○○範囲は、○○なところがあり」に統一し、第 5 章の 2 災害リスク分析では、「○○地域では、○○なところがあり」に説明文を統一しております。

番号 8、今回素案の 33 ページ、内水の説明文について、1 メートル以上 2 メートル未満のところがあるため、「50 センチメートル以上 1 メートル未満や 1 メートル以上 2 メートル未満のところがあります」に修正しております。

番号 9、今回素案の 35 ページ、地震の発生確率について、出典元を直近の評価、活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧、地震調査研究推進本部、令和 6 年 1 月に修正しております。

番号 10、今回素案の 38 ページ、避難施設リストについて
避難施設リストのナンバー 16 の望が丘小学校・中学校と、
望が丘小学校・中学校（地域交流スペース）は、それぞれ指
定緊急避難場所等に指定されておりますので、双方、記載し
ております。

番号 11、今回素案の 53 ページ、各地区の目指す方向性に
ついて、④寝屋川公園駅周辺地区の寝屋川公園駅前線の整備
による交通アクセス改善、沿道等への機能導入及び小中一貫

校の設置及び土地区画整理事業の活用による機能導入について進捗はございますが、今後も機能導入があることから、表現を精査し、文末の【維持】を削除しております。

番号 12、今回素案の 54 ページ、60 ページ、誘導施設、届出の対象となる施設及び区域について、都市再生整備計画における誘導施設との整合を図り、寝屋川市駅周辺地区の誘導施設を「生涯学習施設」に修正し、香里園駅、萱島駅周辺地区の誘導施設を「地域交流スペース」に修正しております。

番号 13、今回素案の 56 ページ、都市機能誘導区域の新たな区域の追加について、都市計画審議会で前回素案をお示して以降、大阪府との協議において、寝屋二丁目・寝屋川公園地区における都市機能誘導区域の設定については、今後、市街化区域への編入により都市機能誘導区域に設定することになるため、新たな区域の追加ではなく、「今後、市街化区域への編入による都市機能誘導区域に設定する区域」とすることが適切とされたことから、56 ページにまとめた記載に見直しております。

番号 14、今回素案の 57 ページ、58 ページ、誘導施策の表について、誘導施設の表の文字を拡大し、修正しております。

番号 15、今回素案の 58 ページ、空き家等に対する具体的な取組の展開について、都市計画審議会でお示しして以降、大阪府との協議において、空き家の活用促進について記載が必要となったため、「3) 空き家等に対する具体的な取組の展開」を追加しております。

番号 16、今回素案の 76 ページ、浸水深・雨水出水と避難施設の分布について、水害や土砂災害は避難施設からの距離にかかわらず、事前の気象情報等を基に情報収集を行い、市民へ正確かつ迅速に気象情報を伝え、避難が必要な状況であるかを見極めて避難誘導を発信することとなることから、前回素案の洪水と雨水出水（内水）における各避難施設分布と

の重ね合わせの図は、今回素案 76 ページ、「3) 浸水深（想定最大規模）・雨水出水と避難施設の分布」に集約し、「浸水深が 3 メートル以上となる地域は、指定避難所から徒歩圏域（おおむね 800 メートル）に包含されています。」としております。

また、今回素案 65 ページ、「1 防災指針の基本的な考え方」に「4) 避難情報等」を追記しております。

番号 17、今回素案の 79 ページ、土砂災害と避難施設の分布について、説明文の表現を精査し、「土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）及びその周辺には、指定避難所が立地しています」に修正しております。

番号 18、今回素案の 82 ページ、地震と避難施設の分布について、地震は事前の予測が困難であることから、「建物の倒壊が予想されている地域には、指定避難所等からの徒歩圏域（おおむね 800 メートル）に包含されており、高齢者の一般的な徒歩圏域（半径 500 メートル）以内に、避難施設に加え、公共施設、防災協力農地、公園等の一時的に避難できる場所（以下「一時避難空間」という。）があります。」に修正しております。

番号 19、今回素案の 84 ページ、取組方針について、河川については、国及び大阪府の所管であることから、治水施設の整備に修正しております。

番号 20、今回素案の 85 ページ、取組施策について、見出しの表現について、「5 具体的な取組み」を「5 取組施策」に修正しております。

以上をもちまして、寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案）についての説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、説明が終わりましたが、内容について、何かございませんでしょうか。

委員	<p>何点か質問をさせていただきたい。</p> <p>64 ページ、第 5 章 防災指針の想定する降雨の規模について、寝屋川京橋地点上流域最大雨量が、想定最大規模では時間当たり 138.1 ミリメートル、一方、計画規模では時間当たり 62.9 ミリメートルとあり、あまり差は感じないがこれについてはどうか。</p> <p>既往最大降雨量（平成 24 年 8 月発生）は、時間当たり 143 ミリメートルということで、想定最大規模の雨量は既往最大降雨量よりも少ないということになる。平成 24 年当時の大雨は記憶しているが、既に 1000 年に 1 度の大暴雨を経験していることになるのか。また、当時、市全体はどのような状況だったのか。</p> <p>83 ページ、防災上の課題整理において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域についてハード対策、ソフト対策を進めていくとあるが、平成 24 年当時の市全体の降水被害の状況を照らし合わせると、想定最大規模の雨量はこれくらいのオーダーでよいものなのかと感じた。平成 24 年に既に 1000 年に 1 度の大暴雨を経験しているということであれば、それほど大きな対策は必要ないのではと率直に思う。</p>
会長	事務局、いかがですか。
事務局	<p>何点か御質問をいただいたかと思いますが、まず、1000 年に 1 度の想定最大規模について、国の水防法に基づくハザード情報を基に算定されている数値を用いております。</p> <p>また、既往最大降雨につきましては、平成 24 年 8 月 14 日の降雨ですが、これは 24 時間続く雨ではなく、短時間の降雨量をお示ししております。平成 24 年 8 月の大暴雨による状況につきましては、3 メートル以上の浸水となったところはご</p>

ざいません。

災害リスク分析におきましては、例えば、66 ページ、洪水による浸水深（想定最大規模）であれば、想定最大規模における 24 時間降雨を考えた場合に、寝屋川市の西側の大半を占める範囲において浸水深 3 メートル以上となることをお示しております。一時的な降雨ではないことを御理解いただきたいと思っております。

それに伴いますが、83 ページ、防災上の課題整理に記載の対策におきましては、水防法に基づいた規模における降雨を想定して、リスク分析を行っております。

本市における、立地適正化計画の防災計画は寝屋川市地域防災計画に基づいており、また、本年 11 月 10 日開催の市民を交えた市民大訓練等、防災の強化にも努めているというところであります。

委員 わかりました。

会長 他にいかがでしょうか。無いようですので、報告案件について終わらせていただきます。

その他、何か事務局からありますか。

事務局 その他といたしまして、本日、御報告させていただきました寝屋川市立地適正化計画 一部改定（素案）における今後の予定について、説明させていただきます。

本年 12 月初旬から約 1 か月間、パブリック・コメント手続を予定しており、令和 7 年 2 月に開催予定の第 3 回都市計画審議会において、諮問を予定しております。

以上でございます。

会長 他によろしいでしょうか。無いようですので、以上で本日

の案件は全て終了となりました。丁寧に御検討いただきましてありがとうございました。

事務局

会長、議事進行、ありがとうございました。

最後に、2軸化事業本部長代理の竹本より、閉会の御挨拶を申し上げます。

本部長代理

閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重御審議をいただき、また、貴重な御意見を賜りありがとうございました。また、いずれも原案どおり御承認をいただき、誠にありがとうございます。

今後におきましても、会長を始め、委員の皆様におかれましては、本市のまちづくりに、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、日増しに寒さが増してまいりましたが、御自愛をいただき、益々、御活躍されますことを祈念いたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回寝屋川市都市計画審議会を閉会いたします。

【閉会】